

栃木県知事 福 田 富 一 様

栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会
委員長 松原 由美

意 見 書

令和8（2026）年8月5日付け医政第398号をもって諮問のありました地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「県立がんセンター」という。）、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「県立リハビリテーションセンター」という。）及び地方独立行政法人栃木県立岡本台病院（以下「県立岡本台病院」という。）の令和7（2025）年度業務の実績に関する評価、県立がんセンターの第二期中期目標期間における業務実績に関する評価、県立岡本台病院の第1期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価及び県立岡本台病院について第1期中期目標期間の終了時までに行う業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに県立岡本台病院の第2期中期目標の策定について、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 県立がんセンターの令和7（2025）年度における業務の実績に関する評価について
令和7（2025）年度における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と認める。
- 2 県立がんセンターの第二期中期目標期間における業務の実績に関する評価について
第二期中期目標期間における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と認める。
- 3 県立リハビリテーションセンターの令和7（2025）年度における業務の実績に関する評価について
令和7（2025）年度における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と認める。
- 4 県立岡本台病院の令和7（2025）年度における業務の実績に関する評価について
令和7（2025）年度における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と認める。

- 5 県立岡本台病院の第一期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

第一期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と認める。

- 6 県立岡本台病院について第一期中期目標期間の終了時までに行う業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討について

中期目標期間の終了時までに行う知事の検討案については、適当と認める。

- 7 県立岡本台病院の第二期中期目標の策定について

県立岡本台病院の第二期中期目標素案については、適当と認める。